あなたもわたしもみんな消費者~未来はわたしの一歩から~

わたしにも関係ある? 消費者問題って なんだろ?

18歳で成人 へ引き下げ どんなリスクが あるの?



10:00~15:30

さいたま新都心駅(改札前)

東西自由通路

お気軽にご来場

ケイズラリーに挑戦して、 景品をゲットしよう!









による漫才

吉本芸人









さいたま市PR キャラクター つなが竜ヌゥ



キャラクター 「ほべたん」

彩の国くらしプラザ 案内キャラクター・ くらっしー©CA



Peach Lily

主催:さいたま市 共催:さいたま市消費者団体連絡会

さいたま市消費生活総合センター TEL:048-643-2239 FAX:048-643-2247 過去の「消費生活展」の様子などを ホームページでご確認いただけます

さいたま市消費生活展

検索



「総合消費料金」の訴訟に関する 架空請求ハガキに注意!!

全国的に 50 代~70 代の女性を中心に架空請求ハガキが届き、被害が発生しています。 ご自身やご家族などに届いた時のために、以下、架空請求ハガキの特徴や対処法を確認しましょう!

総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番

号() 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始さ

せていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全 面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及

び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行をせていた
だきますので裁判所執行官による執行証券の交付を通

だきますので裁判所執行官による執行証書の交付 を承 踏していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け場 わっておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご 本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 令和 年 月 日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター

果泉都十代田区霞が関

取り下げ等のお問合せ窓口 03-

受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

混乱させるための実在しない料金名

訴訟を起こされたと誤信させるための もっともらしい管理番号(例:(わ)251)

不安を煽るための脅し文句

焦らせるための極端に近い最終期日

訴訟を起こされたと誤信させるための もっともらしい団体名(他に『国民訴訟通達 センター』や『訴訟管理事務局センター』 などの架空の団体名の利用例あり)



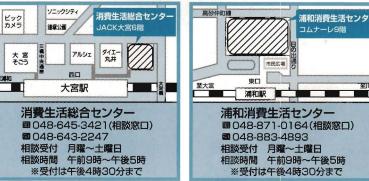
疑問や不安を感じたら、

お近くの消費生活センターにご相談ください!!

ハガキ記載の窓口に電話せず、無視してください!

マスコットキャラクター さいたま しょうこちゃん

日曜日の電話相談



※祝休日、年末年始 除く

ホームページ

さいたま市消費生活総合センター

検索

問合せ:さいたま市消費生活総合センター相談支援係 TEL:048-643-2239 FAX:048-643-2247

午前9時~午後4時 2048-645-3421 20048-643-2247